

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○危険薬物の指定.....	(医務業務課)	44
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	44
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	44
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	44
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	45
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	45
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	46
○第一種市街地再開発事業の個人施行の認可.....	(建築指導課)	48

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	48
----------------------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定.....	50
-----------------	----

告 示

北海道告示第504号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成29年8月30日から施行する。

平成29年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 1－（5－フルオロベンチル）－N－フェニル－1H－インドール－3－カルボキサミド及びその塩類
- 2 2－（2－フルオロフェニル）－2－（メチルアミノ）シクロヘキサン－1－オン及びその塩類
- 3 3－エチル－2－（3－フルオロフェニル）モルフォリン及びその塩類

北海道告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、栗山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成29年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成29. 8. 9	理 事	桂 一 照	夕張郡栗山町字富士310番地 3
同	同	同	鵜 川 豪 紀	同 栗山町字御園733番地 1
同	同	同	山 越 敏 彦	同 栗山町字鳩山47番地
同	同	同	高 尾 孝 幸	同 栗山町字大井分64番地 3
同	同	同	青 木 悟	同 栗山町字杵臼1537番地
同	同	同	大 坪 竜 樹	同 栗山町字南角田99番地 1
同	同	同	瀧 澤 茂 和	同 栗山町字旭台193番地
同	同	監 事	小 泉 弘 人	同 栗山町字雨煙別844番地
同	同	同	藤 田 透	同 栗山町字桜山 4 番地 1
同	同	同	中 島 豊 浩	同 栗山町字南学田398番地
退 任	平成29. 8. 8	理 事	桂 一 照	同 栗山町字富士310番地 3
同	同	同	嶋 定 二	同 栗山町字杵臼642番地
同	同	同	西 岡 賢 一	同 栗山町字阿野呂519番地
同	同	同	中 島 隆 昭	同 栗山町字南学田161番地 8
同	同	同	吉 井 宏 治	同 栗山町字共和363番地
同	同	同	石 川 巖	同 栗山町字円山40番地 7
同	同	同	山 越 敏 彦	同 栗山町字鳩山47番地
同	同	監 事	小 泉 弘 人	同 栗山町字雨煙別844番地
同	同	同	鵜 川 豪 紀	同 栗山町字御園733番地 1
同	同	同	藤 田 透	同 栗山町字桜山 4 番地 1

北海道告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年8月21日、由仁土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年 8 月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	縦 覧 場 所
勇 足	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫		北海道十勝総合振興局
大富第1	農業用排水施設、区画整理		北海道空知総合振興局

北海道告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年 8 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---|----------------------------|
| 1 | 保安林子定森林の所在場所 | 白糠郡白糠町庶路83の1（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 指 定 の 目 的 | 土砂の流出の防備 |
| 3 | 指 定 施 業 要 件 | |
| | (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| | ア 主伐は、択伐による。 | |
| | イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| | ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| | (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 | 次のとおりとする。 |
| | （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。） | |

北海道告示第509号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年 8 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|-------|---------------------|-----------------|
| 1 (1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 丸駒沢川（Ⅰ－02－0260） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 千歳市幌美内（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |

- | | | |
|-------|---------------------|-------------------------|
| 2 (1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | モラップ一の沢（Ⅰ－02－0280） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 千歳市モラップ（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 3 (1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | ゴルフ場の沢（Ⅱ－02－0340） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 千歳市泉郷（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 4 (1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 区界の沢（Ⅱ－02－0350） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 千歳市泉郷、夕張郡長沼町幌内（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 5 (1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 泉沢の沢（Ⅲ－02－012） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 千歳市泉沢（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 6 (1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 第2 農道橋の沢（Ⅲ－02－013） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 千歳市泉郷（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 7 (1) | 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 第3 農道橋の沢（Ⅲ－02－014） |
| (2) | 土砂災害警戒区域の表示 | 千歳市泉郷、中央、協和（次の図のとおり） |
| (3) | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | |

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳蘭越3（Ⅰ－0－274－274）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市蘭越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳蘭越4（Ⅱ－0－203－203）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市蘭越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳泉沢1（Ⅱ－0－205－205）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市泉沢、白樺6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

千歳協和（Ⅱ－0－206－206）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市協和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳蘭越7（Ⅲ－0－159－159）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市蘭越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳蘭越8（Ⅲ－0－160－160）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市蘭越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳泉沢2（Ⅲ－0－165－165）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市泉沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳真町3（Ⅲ－0－166－166）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市真町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳真町4（Ⅲ－0－167－167） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市真町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳泉郷3（Ⅲ－0－168－168） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市幌加（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 コスイチの沢（Ⅰ－02－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市幌美内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 モラップの沢（Ⅰ－02－0290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市モラップ、苫小牧市丸山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 マイヅルオイワケーの沢（Ⅱ－02－0310） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市泉郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幌加の沢（Ⅱ－02－0320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市幌加、泉郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 嶮淵川の沢（Ⅱ－02－0330） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市協和、幌加（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 マイヅルオイワケの沢（Ⅲ－02－015） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市協和、中央（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桐田の沢（Ⅲ－02－016）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市協和、中央（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第511号 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業に係る施行について、認可した。 平成29年8月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 第一種市街地再開発事業の名称 2 施行者の住所及び名称 3 事務所の所在地 4 施行認可の年月日 5 事業施行期間 6 施行地区 7 事業年度 8 公告の方法 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 札幌市中央区南1条西7丁目1番地3 アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社 札幌市中央区南1条西7丁目1番地3 平成29年8月22日 平成29年8月22日から平成33年3月31日まで 帯広市西3条南9丁目1番1、1番4、1番5、1番15、1番16、西4条南8丁目12番1、12番2、14番1、14番2、16番1、16番2、18番1、18番3、18番4、18番5、18番7、18番8、西4条南9丁目2番1、2番6、2番12、2番13、2番14、2番15 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この事業の最初の事業年度については、平成29年8月22日から平成30年3月31日までとする。 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示して行う。 平成29年9月27日 <tr><td data-bbox="1148 145 2135 1495"> 総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第114号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年8月29日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ア 名 称 パーソナルコンピュータの賃貸借 イ 数 量 (ア) 設計積算用デスクトップ型パーソナルコンピュータ 68台 一式 (イ) 設計積算用ノート型パーソナルコンピュータ 22台 一式 (ウ) 治水GIS用ノート型パーソナルコンピュータ 6台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 </td></tr>	総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第114号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年8月29日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ア 名 称 パーソナルコンピュータの賃貸借 イ 数 量 (ア) 設計積算用デスクトップ型パーソナルコンピュータ 68台 一式 (イ) 設計積算用ノート型パーソナルコンピュータ 22台 一式 (ウ) 治水GIS用ノート型パーソナルコンピュータ 6台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第114号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年8月29日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ア 名 称 パーソナルコンピュータの賃貸借 イ 数 量 (ア) 設計積算用デスクトップ型パーソナルコンピュータ 68台 一式 (イ) 設計積算用ノート型パーソナルコンピュータ 22台 一式 (ウ) 治水GIS用ノート型パーソナルコンピュータ 6台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査	

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年8月29日（火）から同年9月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成29年10月11日（水）午後2時（送付による場合は、同月10日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借契約 6台

(2) 予定時期 平成29年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 68 sets

b Lease of Personal Computer 22 sets

c Lease of Personal Computer 6 sets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., October 11, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9608

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成29年 8 月29日

北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣

1(1) 事件名

平成29年（収）第1号一般国道238号改築工事（浜猿防災知来別工区）収用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

一般国道238号改築工事（浜猿防災知来別工区・北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別地内から同村知来別地内まで）

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
宗谷郡猿払村 知来別	1507番 1	原野	8,598	8,591.39	1,061.10	不明 ただし、（亡）増輪 國太郎 法定相続人（別表のとおり） 又は、その一部の者	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

(5) 裁決手続開始決定の日

平成29年 8 月18日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
（亡）増輪國太郎の法定相続人 （法定持分16200分の1800） 増 輪 愛 （法定持分16200分の1800） 高 橋 正 夫 （法定持分16200分の384） 増 輪 久 子 （法定持分16200分の240） 増 輪 靖 子 （法定持分16200分の768） 高 橋 百合子 （法定持分16200分の240） 梶 川 好 行 （法定持分16200分の48） 照 井 智恵子 （法定持分16200分の3600）	宗谷郡猿払村知来別273番地 1 宗谷郡猿払村知来別436番地 1 埼玉県さいたま市北区大成町 4 丁目265番地 県営大宮稻荷下団地 2 - 103 枝幸郡枝幸町三笠町1614番地 2 宗谷郡猿払村知来別436番地 1 札幌市豊平区平岸 4 条17丁目 1 番 1 - 310号 札幌市厚別区もみじ台東 5 丁目 1 番34 - 207号

亀 田 素 子
(法定持分16200分の1080)
増 輪 勝 康
(法定持分16200分の1080)
増 輪 豊 彦
(法定持分16200分の192)
井 殿 千代美
(法定持分16200分の192)
増 輪 浩 志
(法定持分16200分の264)
増 輪 清 一
(法定持分16200分の264)
北 原 正 典
(法定持分16200分の240)
梶 川 英 和
(法定持分16200分の256)
小野寺 昌 樹
(法定持分16200分の256)
小野寺 紀 幸
(法定持分16200分の256)
小野寺 隆 満
(法定持分16200分の540)
大 園 鉄 也
(法定持分16200分の540)
大 園 恭 弘
(法定持分16200分の405)
関 場 優 子
(法定持分16200分の270)
木 村 雅 夫
(法定持分16200分の405)
山 口 寿 文
(法定持分16200分の540)
塚 田 眞 敬
(法定持分16200分の540)
渡 邊 倫 子

枝幸郡浜頓別町字下頓別
旭川市東光13条2丁目4番13号
旭川市南5条通21丁目2番地SKハイツ102
埼玉県さいたま市見沼区東大宮4丁目7番地8 びいくとわーる東大宮102
埼玉県さいたま市北区大成町4丁目265番地 県営大宮稲荷下団地2-103
紋別郡遠軽町寿町1番地11
群馬県高崎市下大島町282番地10
札幌市南区南沢6条4丁目14番15号
札幌市白石区北郷4条9丁目6番22号
札幌市清田区北野5条1丁目9番24-5号
札幌市白石区本郷通11丁目北1番1号 サンフラワーズ本郷A-101号
旭川市近文町25丁目2122番地の190
旭川市金星町3丁目2番12号 チュリス金星6号室
北見市常呂町字常呂701番地19
静岡県湖西市駅南1丁目7番7号 コモドヒルズC-102
旭川市神居7条7丁目2番8号
札幌市西区福井5丁目6番31号
札幌市厚別区厚別中央3条6丁目3番10号 ヴィラ輝輪401

2(1) 事件名

平成29年(収)第2号一般国道238号改築工事(浜猿防災知来別工区)収用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

一般国道238号改築工事(浜猿防災知来別工区・北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別地内から同村知来別地内まで)

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
宗谷郡猿払村 知来別	1342番	原野	6,852	6,845.82	621.45	不明 ただし、(亡)笠間 糸吉 法定相続人 (法定持分2分の1) 笠間 明美 (法定持分2分の1) 笠間 秀行 又は、その一部の者	大阪府松原市立部5丁目4番地6-506号 大阪府松原市立部2丁目211番地	なし	なし	なし	なし

(5) 裁決手続開始決定の日
平成29年8月18日

3(1) 事件名
平成29年(収)第3号一般国道238号改築工事(浜猿防災知来別工区)収用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類
一般国道238号改築工事(浜猿防災知来別工区・北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別地内から同村知来別地内まで)

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
宗谷郡猿払村 知来別	1344番	原野	5,884	5,850.55	601.77	共有持分2分の1 梶 勝洋 共有持分2分の1 不明 ただし、(亡)青木 百子 法定相続人(別表のとおり) 又は、その一部の者	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

(5) 裁決手続開始決定の日
平成29年8月18日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所

共有持分 2 分の 1 梶 勝 洋						旭川市末広 6 条10丁目 4 番11号																																											
共有持分 2 分の 1 (亡) 青木百子の法定相続人 (法定持分1728分の720) 菅 恵 子 (法定持分1728分の720) 青 木 隆 (法定持分1728分の78) 川 崎 光 子 (法定持分1728分の54) 北 村 よし江 (法定持分1728分の26) 三 科 崇 雄 (法定持分1728分の26) 野 沢 潔 子 (法定持分1728分の26) 村 山 万里子 (法定持分1728分の39) 太 田 圭 (法定持分1728分の39) 太 田 かのこ						埼玉県比企郡吉見町大字田甲1182番地140 東京都北区東十条 5 丁目15番 3 号 新潟県新潟市北区松浜 7 丁目19番地10 東京都荒川区荒川 3 丁目31番 4 号 東京都北区西ヶ原 4 丁目 5 番 9 号 東京都江東区東陽 2 丁目 3 番16－1003号 東京都東久留米市小山 5 丁目 9 番 9 号 埼玉県春日部市粕壁東 5 丁目16番 5 号 埼玉県春日部市粕壁東 5 丁目16番 5 号																																											
4(1) 事件名 平成29年（収）第 4 号一般国道238号改築工事（浜猿防災知来別工区）収用事件						(3) 事業の種類 一般国道238号改築工事（浜猿防災知来別工区・北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別地内から同村知来別地内まで） (4) 裁決手続開始を決定する土地																																											
(2) 起業者の名称 国土交通大臣																																																	
<table><thead><tr><th colspan="6">裁決手続の開始を決定する土地</th><th colspan="2">土地所有者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所 在</th><th rowspan="2">地番</th><th rowspan="2">地目</th><th rowspan="2">登記記録上の地積 (㎡)</th><th rowspan="2">実測地積 (㎡)</th><th rowspan="2">収用しようとする土地の面積 (㎡)</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th colspan="2">権利の表示</th></tr><tr><th>受付年月日 受 付 番 号</th><th>種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>宗谷郡猿払村 知来別</td><td>1336番 1</td><td>原野</td><td>6,411</td><td>6,411.78</td><td>487.81</td><td>不明 ただし、(亡) 梶 利吉 法定相続人（別表のとおり） 又は、その一部の者</td><td>別表のとおり</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></tbody></table>						裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示		受付年月日 受 付 番 号	種類	宗谷郡猿払村 知来別	1336番 1	原野	6,411	6,411.78	487.81	不明 ただし、(亡) 梶 利吉 法定相続人（別表のとおり） 又は、その一部の者	別表のとおり	なし	なし	なし	なし						
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人																																									
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示																																							
										受付年月日 受 付 番 号	種類																																						
宗谷郡猿払村 知来別	1336番 1	原野	6,411	6,411.78	487.81	不明 ただし、(亡) 梶 利吉 法定相続人（別表のとおり） 又は、その一部の者	別表のとおり	なし	なし	なし	なし																																						
(5) 裁決手続開始決定の日 平成29年 8 月18日						別表																																											

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
(亡) 梶 利吉 法定相続人	
(法定持分1161216分の70560)	
佐 藤 の ぶ	室蘭市八丁平4丁目15番8号
(法定持分1161216分の120960)	
石 見 龍 子	広島県呉市築地町2番60-303号
(法定持分1161216分の24192)	
住 野 一 朗	兵庫県三木市福井3丁目13番11号
(法定持分1161216分の24192)	
住 野 利 男	兵庫県三木市福井3丁目3番8号
(法定持分1161216分の24192)	
山 田 かずこ	兵庫県三木市本町1丁目7番25号
(法定持分1161216分の193536)	
爲 定 美津子	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目14番地 ポートピアプラザE棟212号
(法定持分1161216分の11004)	
新 家 和 子	京都府京都市上京区一条通千本西入烏丸町360番地16
(法定持分1161216分の4392)	
吉 田 榮 子	伊達市舟岡町168番地16
(法定持分1161216分の8784)	
金 田 キミ子	札幌市南区川沿3条3丁目4番33号
(法定持分1161216分の70272)	
金 山 政 夫	札幌市白石区本通13丁目南9番11号
(法定持分1161216分の8784)	
池 畑 ユリ子	夕張郡長沼町東3線北10号776番地
(法定持分1161216分の8784)	
吉 田 勇	札幌市豊平区月寒東5条15丁目15番24号
(法定持分1161216分の8784)	
吉 田 裕	夕張郡栗山町桜丘3丁目34番地
(法定持分1161216分の8784)	
吉 田 留 夫	札幌市北区北36条西8丁目1番25-101号
(法定持分1161216分の10248)	
吉 田 道 幸	夕張郡長沼町宮下1丁目3番11号
(法定持分1161216分の10248)	
吉 川 幸 子	千歳市信濃4丁目2番1号 ハウスR201号
(法定持分1161216分の10248)	
吉 田 勝	夕張郡長沼町錦町南2丁目8番6号
(法定持分1161216分の10248)	
矢 澤 美智子	東京都目黒区中目黒4丁目10番10号
(法定持分1161216分の10248)	
北 川 昇 子	夕張郡栗山町角田164番地17 角田団地A-4号
(法定持分1161216分の10248)	

福 地 美代子
(法定持分1161216分の61488)
山 上 岩 夫
(法定持分1161216分の2268)
佐 藤 匡 一
(法定持分1161216分の1134)
八倉巻 元 吉
(法定持分1161216分の2268)
佐 藤 洋 子
(法定持分1161216分の2268)
佐 藤 良 二
(法定持分1161216分の120960)
梶 美智代
(法定持分1161216分の96768)
笠 嶋 眞由美
(法定持分1161216分の96768)
林 桔都美
(法定持分1161216分の11004)
小 川 伸 子
(法定持分1161216分の11004)
本 多 祥 子
(法定持分1161216分の8736)
山 田 光 子
(法定持分1161216分の8736)
竹 中 一 夫
(法定持分1161216分の3668)
新 家 美恵子
(法定持分1161216分の3668)
新 家 信 一
(法定持分1161216分の3668)
藤 井 艶 子
(法定持分1161216分の1098)
吉 田 淳 一
(法定持分1161216分の1098)
吉 田 英 二
(法定持分1161216分の1098)
吉 田 彰
(法定持分1161216分の1098)
吉 田 さゆり
(法定持分1161216分の567)
八倉巻 恵 美
(法定持分1161216分の567)
毛 利 美 香

夕張郡栗山町字南学田 6 番地24
夕張郡長沼町銀座南 1 丁目 5 番13号
白老郡白老町末広町 2 丁目 3 番13号
登別市栄町 1 丁目 8 番地 6
室蘭市八丁平 4 丁目15番 8 号
室蘭市八丁平 4 丁目15番 8 号
石川県かほく市高松ノ58番地
石川県かほく市木津ホ19番地
石川県かほく市瀬戸町は 2 番地
大阪府茨木市学園南町10番13号
京都府宇治市小倉町南浦97番地の 4
石川県金沢市石引 2 丁目 9 番 5 号
石川県金沢市松寺町丑138番地
インドネシア国・バリ州・バドゥン県・メグウィ郡・アビアンバセグデリング
京都府京都市上京区土屋町通一条下る西入東西俵屋町649番地 6
京都府京都市伏見区向島二ノ丸町151番地 向島市営住宅 5 - 1 棟705号
旭川市旭神 2 条 1 丁目 3 番 7 号
札幌市中央区旭ヶ丘 1 丁目 7 番 1 号
伊達市大滝区北湯沢温泉町86番地 1 白樺団地
伊達市舟岡町168番地14
登別市栄町 4 丁目15番地 7 ア・コーポラティブハウス桜館103
登別市栄町 1 丁目 8 番地 6

(法定持分1161216分の36288)

梶 博 文

石川県かほく市高松ノ58番地

(法定持分1161216分の36288)

岡 本 紀 子

石川県小松市軽海町ネ169番地 1